

第 4 章「保育の計画及び評価」骨子に関するメモ

担当：増田 まゆみ

◎ 第 4 章・第 7 章たたき台案作成への基本的考え方

総則において確認されてきた基本的事項

- 児童福祉法施設最低基準第 35 条に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものであること
- 各保育所は、この指針において規定される遵守すべき事項及び保育の内容に関する基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じ創意工夫を図り、保育所の機能と質の向上に努めるべきであること

「保育所の定義」として、「入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するために相応しいものであること」、また「保育所の役割・機能」は、「保育所はこどもにとっての機能(保育による健全な心身の発達)、保護者にとっての機能(保育と一体的に行われる園児の保護者への支援、地域の在宅子育て家庭への支援)の 2 つの役割を担う。」、さらに、「保育の特性」として「保育は、一人一人のこどもの発達状況に応じた養護(健康安全の保持及び情緒の安定)及び教育(生きる力の基礎を培う発達援助)の一体的に営みであること。」

新たに記載する事項として、「保育所の社会的責任」について、所長のリーダーシップの下に、保護者及び社会への的確な説明責任の発揮、苦情解決、個人情報保護への的確な対応の重要性について規定する必要がある。

こうした「総則」の基本的考え方をもとに、第 4 章、第 7 章は以下の考え方にに基づき、たたき台作成に向けて、ワーキンググループで検討した。

- 保育士の国家資格化に伴い、明確にされた保育士の業務（子どもの保育及び保護者に対する保育指導）が適切に行われることが必須のものとして求められる。
- 今日の子ども、家庭、社会の変化に対応した、「①保育計画（保育課程）とその具体的計画である指導計画の作成②実施③評価」のサイクルを通して、保育所の機能と質の向上に努めることが必須とされる。
- 多様な機能を求められ、しかも、保育所の人的環境も大きく変化（保育士を核に多様な職種・多様な勤務状況等）する中で、保育の質の向上を図るためには、「保育の評価・改善」に関する事項、さらに、保育を担う職員（施設長のリーダーシップのもとに保育所という組織体のメンバーとしての位置付け）の研修について、自己評価を基盤とする外部評価、公表を視野に入れた記載が必要である。評価が客観的に、かつ、具体性をもって利用者や地域住民等に施設の情報として提供されることが、保育所の社会的責任を果たし、保護者・地域との協働による子育て・子育てに繋がる。

第4章「保育の計画及び評価」

◎ 全体の方向性

- 今まで積み重ねられた「総則」はじめ、各章でのすでに検討されてきた内容をふまえ、第4章について提案することとする。
- 告示の性格、解説の性格に分けて、全体を構成する方向で案を作成した。

◎ 「保育の計画及び評価」骨子

○ワーキングでの基本姿勢・考え方

保育は、「計画→実践→省察→評価→改善→計画」という循環を重ねつつ、問い直していくことが重要である。保育の質の確保・向上は、具体的実践の省察・評価を通して、実現していくものである。

保育の営みの基本となる「保育の計画及び評価」について、長年にわたり、保育所における基本を国が示すガイドラインとして位置付けられ、保育現場に浸透してきたことを尊重し、現行保育指針、総則の中の「保育の計画」、11章「保育の計画作成上の留意事項」に示されている内容について、**全体構成との関連の中で検討し、本改定においても重要性を有するものは継続する方向で案を作成した。**

一方、第2次改定後の保育所をめぐる様々な変化の中で、新たに保育所保育指針に盛り込むことが求められる事項（発達の連続性に考慮した小学校との連携のあり方、障害のある子どもの支援のあり方、保育の質の確保・向上に必須である評価・結果の公表等）を示すこととした。

○事務局案

ワーキングでの検討を受けて、全体の構成、また、各項目の内容について、あらためて検討、調整し、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 保育の計画<ul style="list-style-type: none">(1) 保育の計画の作成(2) 指導計画の作成等<ul style="list-style-type: none">1) 指導計画の作成2) 指導計画の展開(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項<ul style="list-style-type: none">1) 年齢に応じた保育2) 長時間にわたる保育3) 障害のある子どもの保育4) 小学校との連携5) 家庭及び地域社会との連携2 保育の評価等 |
|---|

という2部構成とした。

1 保育の計画

検討の視点

○保育計画と指導計画について基本的検討

保育所保育の特性・就学前保育の共通性という視点から検討

全体的計画 保育計画 (保育課程・過程)

具体的計画 指導計画 (保育計画・保育指導計画 指導という文言について検討)

○留意事項の検討

●第3章との関連で、3歳未満児、3歳以上児の扱い

●生活の連続性～家庭・地域、長時間・夜間の保育等を含む

●発達や学びの連続性～小学校との連携を含む・子どもの育ちを支えるための資料を教育委員会を通して提供し、相互理解を図る

●障害児のある子どもの保育の充実～専門機関等との連携・特別支援教育との関連

●食育の計画等との関連

●保育の展開～職員の連携、記録と評価・改善

2 保育の評価

検討の視点

●質の向上

●PDCAの視点

自己評価・外部評価・公表のあり方

参考

先行して実施されている保育所における第三者評価

認定こども園

自己評価、外部評価等子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて質の向上に努める。



第4章

保育課程・保育の計画及びその評価

1 保育課程の編成

保育所では、法令等及びこの保育所保育指針の示すところに従い、入所している子どもの生活全体を通して、第1章に示す保育の目標が達成されるように子ども及び家庭の状況や保護者の意向、地域の実態を考慮し、それぞれの保育所に適したものとなるように保育課程を編成するものとする。

保育課程は、保育の目標とそれを具体化した発達過程ごとのねらいと内容で構成され、さらに、それらが一貫性のあるものとする必要がある。また、保育課程に基づいて保育を展開するために、具体的な計画として、「指導計画」を作成するものとする。

さらに、家庭や地域社会の変化に伴って生じる多様な保育需要に対しては、地域や保育所の特性を考慮して柔軟な保育の計画を作成し、適切に対応することが必要である。保育の計画を踏まえて保育が適切に進められているかどうかを把握し、次の保育の資料とするため、保育の経過や結果を記録し、自己の保育を評価し改善することに努めることが必要である。

2 保育（指導）計画の作成

以下

省略

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第4章 保育の計画及び 評価</p>	<p>第1章（総則）に示されたように、保育所は、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たすため、以下のとおり、保育の計画及びそれに基づく実践を行い、保育内容の評価及び改善を常に行うことが求められる。</p>	<p>○保育の計画・評価・改善の重要性について</p>
<p>1. 保育の計画</p>	<p>（1）保育の計画の作成</p> <p>○各保育所においては、法令及びこの指針の示すところに従い、第1章（総則）に示された保育の目標が達成されるように、保育の計画を作成しなければならない。</p> <p>○保育の計画は、各保育所における保育の基本的な目標、ねらい及び内容からなる「保育計画」並びにこれを具体化した「指導計画」から構成される。</p> <p>○保育の計画の作成に当たっては、地域の実態、子どもの心身の発達、家庭の状況や保護者の意向、保育時間などを考慮し、創意工夫を図り、第3章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が総合的に達成されるよう努めなければならない。</p> <p>（2）指導計画の作成等</p> <p>1）指導計画の作成</p> <p>指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>○子どもの生活や発達を見通した年、期、月などの長期的な指導計画と、それに関連しながらより具体的な子どもの生活に即した週、日などの短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。</p> <p>○子どもの個人差を踏まえて保育を行うこと。</p> <p>○子どもの生活にふさわしい具体的なねらいと内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより、活動を展開すること。</p> <p>○具体的なねらいや内容は、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮して、子どもの実態に応じて設定すること。</p> <p>○環境を構成するに当たっては、子どもの生活する姿や発想を大切にしておき、具体的なねらいが達成されるよう配慮し、子どもが主体的に活動できるようにすること</p>	<p>○保育の計画・保育計画・指導計画の位置づけとその説明</p> <p>○保育計画、指導計画の内容等についての説明</p> <p>○「保健計画」「食育の計画」「個別支援計画」なども指導計画に位置付けて策定すること</p> <p>○第2章「子どもの発達」、第3章「保育の内容」と指導計画との関連</p> <p>○長期的な指導計画と短期的な指導計画の具体的内容 と役割等について</p> <p>○環境構成と子どもの活動について</p> <p>○生活の連続性を考慮すること</p> <p>○子どもの主体的活動を大切にすること 等</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>2) 指導計画の展開 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設長、保育士など全ての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ○指導計画に基づく保育の過程を適切に記録し、これに基づき、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して評価し、その改善に努めること。 <p>(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 指導計画の作成に当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。</p> <p>1) 年齢に応じた保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満児については、第3章（保育の内容）に示された事項を踏まえ、子どもの個人差、すなわち、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達及び活動の実態等に即して、必要に応じて個別的な計画を作成すること。 ○3歳以上児については、第3章（保育の内容）に示された事項を踏まえ、組などの中で協同的な関係と個の成長が促されるよう配慮すること。 ○異年齢で構成される組やグループで保育を行う場合においては、一人一人の子どもの生活や経験などを把握し、適切な環境構成や援助などができるように配慮すること。 <p>2) 長時間にわたる保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長時間にわたる保育については、子どもの年齢、生活のリズムや心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。 <p>3) 障害のある子どもの保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた適切な保育を実施する観点から、必要に応じて個別の支援計画を作成することが望ましいこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の協力体制づくり ○保育の記録の重要性、記録のとり方、ITの活用と記録の生かし方等について ○保育の過程を大切にし柔軟に対応すること ○第3章「保育の内容」との関連 ○3歳未満児の指導計画について個別指導計画の必要性 ○3歳以上児の指導計画について個と集団の育ちに配慮すること ○異年齢保育について具体的な実践や配慮事項を説明 ○長時間保育について具体的な実践や配慮事項を説明 ○障害児保育について具体的な実践や配慮事項を説明

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
2. 保育の評価等	<p>○保育の展開に当たっては、その子どもの発達状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。</p> <p>○家庭との連携を密にし、保護者の意向を受け止めて、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切な対応を図ること。</p> <p>4) 小学校との連携</p> <p>○子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育所において、小学校教育への円滑な接続に向けた保育の内容の工夫を図るとともに、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。</p> <p>○子どもに関する情報共有に関し、保育所に入所している子どもの小学校への入学に際し、市町村及び市町村教育委員会の支援の下に、保育所から子どもの育ちを支えるための資料が小学校へ送付されるようにすること</p> <p>5) 家庭及び地域社会との連携</p> <p>○子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭及び地域の機関や団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。</p> <p>○保育所は、保育の質の向上を図り、第1章（総則）に示された保育所の役割及び社会的責任を実現するため、当該保育所の保育の内容等について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>○点検及び評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、本章の主旨に沿って、適切に項目を設定する。</p> <p>○保育所は、児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容の不断の改善を図るため、保育所が行った保育内容等の点検及び評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くよう努めなければならない。</p>	<p>○小学校との連携・望ましい接続等について具体的な取組や課題について等</p> <p>○小学校へ送付する資料に盛り込む事項、留意点等</p> <p>○第3章「保育の内容」、第6章「保護者に対する支援」等との関連</p> <p>○PDCAサイクルの視点を導入</p> <p>○評価・点検・公表の実施に当たっての留意事項</p> <p>○自己評価の重要性</p> <p>○自己評価ガイドラインの作成</p> <p>○必要に応じて保育の学識経験者、保育関係者等の意見を聞くこと</p> <p>○児童福祉施設最低基準第36条「保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」</p>

第7章「職員の資質向上」に関するメモ

担当：増田 まゆみ

◎ 全体の方向性

- 今まで積み重ねられた「総則」はじめ、各章でのすでに検討されてきた内容をふまえ、第7章について提案することとする。
- 告示の性格、解説の性格に分けて、全体を構成する方向で案を作成した。

◎ 「職員の資質向上」骨子

○ ワーキングでの基本姿勢・考え方

保育所が、それぞれの施設の保育理念・保育目標等に基づき、保育所としての多様な機能を、組織体として果たすことが求められる今日、施設長の役割の大きさは言うまでもないことである。施設長のリーダーシップのもと、職員一人ひとりが、組織体を構成する一員として、人間性、専門性を高め、組織としての力量を高めていくことが必須である。

このことを実現するために、施設長が主任保育士等との協力のもとに、園全体の研修システムを構築し、職員全員が研修の意義や必要性について共通理解し、所内研修、派遣研修に主体的に参画できる環境を施設長の責務として示す。

特に、所内研修について、外部との連携等その充実が求められる。

ワーキングでの検討を受けて、全体の構成、各項目の内容について改めて検討、調整し、
○事務局案

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 施設長の責務 2 職員の研修 |
|---|

という2部構成とした。

参考 ワーキングでの検討

検討の視点

- 施設長の役割をどこまで明記するか
- 職員の研修の必要性・意義と具体的取り組みをどこまで明記するか
- 現行保育指針総則「保育の方法」の前文の記載内容、第13章との関連

総則

人間性と専門性 倫理観に裏付けられた知性と技術、豊かな感性と愛情

第13章

知識、技術並びに人間性、保育の知識、技術及び施設運営の質
所内研修・派遣研修

↓

前文

保育及び子育て支援の質の向上を施設長の責任のもとに保育士など職員の資質の向上が必要である。

1 施設長の役割

○職員の資質向上に対する責務の明確化

2 職員の研修、自己研鑽

○所内外の研修の体系化、計画の作成、自己研鑽の取り組み

○一人ひとりのライフサイクルに応じた所内外の研修

○自己評価を踏まえ課題をもって参画

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第7章 職員の資質向上</p> <p>1. 施設長の責務</p> <p>2. 職員の研修</p>	<p>第1章（総則）から第6章（保護者に対する支援）までに示された事項が保育所において行われるためには、職員一人一人の質の高い保育実践とともに、保育所の職員集団の資質の向上と人材育成が求められる。</p> <p>○保育所の機能及び質の向上のために、施設長は、職員及び職員集団全体の資質の向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>○施設長は、職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修の体系的かつ計画的な実施、職員研修に対する支援並びに資質向上のための援助や助言に努めなければならない。</p> <p>○上記の職員及び保育所の課題の設定については、第4章（保育の計画及び評価）における保育所の点検及び評価の結果を参考にすること。</p> <p>○子どもの保育及び保護者に対する保育指導が適切に行われるように、施設長及び職員一人一人は、自己評価などによって自らの課題を自覚し、これに即して、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>○施設長及び職員一人一人は、その倫理観や人間性を高め、絶えず自己研鑽に努めなければならない。</p> <p>○評価及び点検などを踏まえ、保育所の課題について職員が共通理解を深め、協働して改善に努めるとともに、所内研修などを通して学び合う土壌を醸成していくことが必要である。</p>	<p>○保育所の機能及び質の向上と施設長の自覚とリーダーシップ</p> <p>○主任保育士等の協力による保育所の研修システムづくり</p> <p>○職員全員の研修の意義及び必要性の共通理解</p> <p>○職員一人一人のライフサイクルに応じた研修機会の確保</p> <p>○外部の資源の活用（専門家、専門機関等との連携、保育補助者の確保等）</p> <p>○職員体制、研修時間の確保のための創意工夫</p> <p>○施設長、保育者として求められる資質の内容</p> <p>○体系的な研修内容（施設長、保育士等）やその意義</p> <p>○職員の共通理解に基づく連携・チームワークの重要性</p> <p>○人材育成の視点</p> <p>○<u>児童福祉施設最低基準第7条の2</u></p> <p>「児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>②児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」</p>